## 意見書

2024年1月18日

総務省情報流通行政局 郵政行政部郵便課 御中

170-0012

とうきょうととしまくかみいけぶくろ 東京都豊島区上池 袋 2-34-2

ゆうせいさんぎょうろうどうしゃゅにおん
郵政産業労働者ユニオン

ちゅうおうしっこういいんちょう ひまき なおや中央執行委員長 日巻 直映

連絡担当者 日巻直映

03-5974-0816 mail@piwu.org

「郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業事業者に信書の送達 に関する法律施行規則の一部を改正する省令案(新旧対照表)」に関し、別紙の とおり意見書を提出します。

以上

## 1、省令案概要 P8 改正の背景について

郵便法施行規則の一部改正に伴う郵便料金の値上げについて省令案では定形 封書(25 グラム以下)で31%、50 グラム以下の郵便封書を現行の94 円から25 グラム以下との重量区分をなくしたうえで、110 円に統一するという内容である。 同時に、第二種郵便である葉書においても現行63 円から85 円へ、35%の引き 上げとなる。諮問を踏まえて郵便料金が値上げになれば、個人間で差し出される 郵便サービスで利用度数の多い、第一種及び第二種郵便への影響が大きく、結果 として更なる「郵便離れ」となることが懸念される。

概要では郵便法第3条「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下に おける適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」を

引用しているが、郵便料金も含めた郵便サービスを検討するうえで、郵便法の目的である郵便法第1条を踏まえた論議が必要であると考える。郵便法第1条は「この法律は郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的とする」ことが規定されている。この郵便法第1条は2007年の郵政民営・分社化後も変わることなく引き継がれており、第1条の観点から郵便料金のあり方について審議していただくことが必要であると考える。

## 2, 改正の概要 P8

郵便料金の見直しにあたっては、企業等が大量に差し出す広告郵便などに適用されている特別割引などの料金体系見直しを図るべきである。特に、個人が切手を貼付して差し出す第一種及び第二種郵便などの値上げ幅については最小限に留めるべきである。また、料金改定の論議と並行して、日本郵便は郵便ポストの投函数における調査結果を公表した。調査結果によれば、25%が月30通以下で人口密度が低い地域ほど利用が少ないとしている。郵便制度そのものが、大都市部など収益を生み出す地域と、過疎地域など利用者が少ない地域を含めて「収支相償」で事業運営を展開してきたのが郵便事業であり、郵便法第1条によって「あまねく公平に」民営化後もユニバーサルサービスを提供している。審議会におかれましては、郵便料金の審議だけにとどまらず、郵便のユニバーサルサービスの将来展望、第三種及び第四種郵便を維持していくためのあり方を含めてご論議いただくことを要望し、郵政ユニオンの意見とする。

以上